



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Albania, Bulgaria, Cyprus, Estonia, France, Germany, Hungary, Italy, Montenegro, Netherland, Portugal, Switzerland, Sweden, Ukraine,

第25回ローマ規程締約国会議は、

ICCが各国の司法に介入する際の、透明性を向上させることの重要性を認識し、

ICCにおける制度改革および、その透明性の担保の重要性を認識し、

ICCが各国に対して国際刑事責任を追及する際の明確な基準の必要性を認識し、

各国の司法能力の正確な評価の必要性を認識し、

各国の国家主権の尊重がより多くの国によるICCへの協力に不可欠であることを認識し、

各国の国際刑事責任を果たすための最大限の努力をうれしく思い、

各国の国内法を整備することの重要性を認識し、

各国の国内法整備における、各国間の知識、技術共有の必要性を認識し、

UNDPのこれまでの各国の法整備における金銭的、技術的支援をうれしく思い

ICCやローマ規程の理念がすべての人に等しく適応されるべきであることを強調し、

ICCが国家元首を起訴する際の透明性を高めることが、ICCの信頼性を高め、その事件性を示すことに寄与することを認識し、

国家元首がICCに起訴された場合の、任期満了後の確実な責任追及の重要性を認識し、

ICCへのより多くの国の協力において、協力のためのさらなるインセンティブの必要性を認識し、

各国の司法制度を整備するための支援の必要性を認識し、

より多くの国によるICCへの協力の必要性を認識し、

各国のICCへの協力度合いの評価がさらなる協力へのインセンティブになることを信じ、

公平な司法制度とICCの理念達成における、地域間協力の重要性を認識し、

判事選出プロセスの透明化の重要性を認識し、

より公平な判事選出の重要性を認識し、

判事選出に対する第3者からの支援、監視の重要性を認識し、

判事選出に関する統一した方法やプロセスを確立することがより公平な判事選出につながることを認識し、

ICCの財政管理に関する透明化の重要性を認識し、

加盟国からのより多くの拠出金の必要性を認識し、

より効果的な犯罪人の引き渡しの実行の重要性を認識し、

補完性原則の重要性を認識し、

ICCに対する外部からの圧力を遺憾に思い、

ICCの理念反映における、各地域機構の効果、重要性を認識し、

ICCの信頼性および、独立性や公平性の向上の重要性を認識し、

1. ICCに対して、ICCが各国の司法に介入する際や、各国に対して国際刑事責任を追及する際、以下のような情報を報告書にまとめ、公開することを促す：
 - a. ICC介入の法的根拠、
 - b. ICC介入の時期、
 - c. ICC報告書作成のプロセス、
 - d. 介入後の影響、結果、
 - e. 介入した国に対する法整備に関する提言；
2. ICCに対して、ICCが各国に対して国際刑事責任を追及する必要性を判断するために、各国の司法能力を評価し、以下のように分類するように要請する：
 - a. 十分、
 - b. 一部不足、
 - c. 要支援；
3. ICCに対して、UNDPと共同で各国の国内法を整備するための支援を行うことを要請する；
4. ICCに対して、各国の国家元首を起訴するときにその理由を説明するように促す；
5. 各国に対して、ICCから国家元首が起訴された場合、任期満了後に早急にICCの捜査に協力するように要請する；
6. ICCの捜査への協力を拒否する国々に対して、その理由を説明するように促す；
7. ICCに対して、非加盟国含めた各国のICCへの協力度合いレベルを以下の項目を基準にして評価し、その結果を公開するように要請する：
 - a. 容疑者の引き渡し、
 - b. 証拠、情報提供、
 - c. ローマ規程の国内法への反映；
8. ICCに対して、主文7で言及された基準でICCに積極的に貢献したと判断された国々を中心に以下のような司法制度整備のための支援を行うことを要請する：
 - a. 財政支援、
 - b. 判事や裁判官育成のための人材支援、
 - c. 知識共有；

9. ICCに対して、その判事の選出プロセスに関して報告書を作成し、公開することを要請する；
10. ICCに対して、各国の専門家を含む独立専門委員会を設立し、そこに判事の選出プロセスを監視するように求めることを要請する；
11. 独立専門委員会に対して、判事を選出する際のプロセスや基準をまとめたガイドラインを作成するように要請する；
12. ICCに対して、各国から提供された拠出金の使い道をまとめ、報告書を作成し、独立委員会に提出するように促す；
13. 各国に対して、各国の状況や経済レベルを考慮して、ICCに対する拠出金の段階的な支払い計画と目標額を定めることを奨励する；
14. ICCに対し、国内で拘束した直後、自国の警察・軍の施設に長く留め置かず、直ちにハーグの拘留施設へ身柄を空路移送できるよう、以下の対策を講じるよう要請する：
 - a. 移送手続きの迅速化,
 - b. 加盟国による逮捕、引渡し、証拠提供などの協力の交渉；
15. ICCに対して、各国際機関と非営利団体と協力して、捜査を行うように要請する；
16. ICCに対して、ICCが事件を捜査する際、事件当事国と各締約国が議論できる場を創設することを要請する；
17. ICCに対して、判事とその関係者の個人情報为非公開にし、外部圧力から十分に保護することを要請する；
18. ICCに対して、ICCだけでは対応しきれない非加盟国などへの対応を他の国際機関に委託ように奨励する；
19. ICCが提出した報告書を考慮して、ICCの財政管理に関する議論を行うことを強調する；